



平成28年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 ニチレイ  
代 表 者 名 代表取締役社長 大谷 邦夫  
(コード：2871、東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員財務IR部長 宇田川 辰雄  
(TEL. 03-3248-2167)

「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の非更新と  
これに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月22日開催予定の当社第98期定時株主総会（「本定時株主総会」）終結の時をもって「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール」（「本適正ルール」）を更新しないこと、及び本定時株主総会に定款一部変更について上程することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 買収防衛策の非更新

当社は、平成19年6月26日開催の当社第89期定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって本適正ルールを導入し、その後、平成22年6月25日開催の当社第92期定時株主総会及び平成25年6月25日開催の当社第95期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受け、本適正ルールを更新しております。その有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、本適正ルール有効期間の満了を迎えるにあたり、今後の本適正ルールの取扱いについて慎重に検討してまいりました。当社を取り巻く経営環境等が本適正ルール更新時から変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備が浸透し、株主の皆様が適切な判断を行うために必要な情報や時間を確保するという本適正ルールの目的が一定程度担保されていることなどから、本適正ルールの意義が相対的に低下してきていると考えられます。このような状況を踏まえ、本定時株主総会において本適正ルールを更新しないこととし、本定時株主総会終結の時をもって本適正ルールを廃止することにいたしました。

当社は、本適正ルールの廃止後も当社株式の大量買付けを行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報

の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値並びに株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

## 2. 定款一部変更

### (1) 変更の理由

本適正ルールを更新せず、廃止することといたしましたので、本適正ルールに関する定款第 13 条（新株予約権無償割当ての決定機関）の規定を削除し、第 14 条以下の条数を各 1 条ずつ繰り上げるものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（新株予約権無償割当ての決定機関）</u></p> <p><u>第 13 条 当社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第 <u>14</u> 条～第 <u>46</u> 条 （条文省略）</p>	<p>第 <u>13</u> 条～第 <u>45</u> 条 （現行どおり）</p>

### (3) 日程（予定）

- ・平成 28 年 6 月 22 日 定款変更のための株主総会開催日
- ・平成 28 年 6 月 22 日 定款変更の効力発生日

以 上